破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２７４号
佐賀県多久市南多久町大字長尾3912番地５
債務者　北村　英之
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　県営牛島団地431号
債務者　永渕　知子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
佐賀市大和町大字川上5208番地
債務者　大久保建設こと　大久保裕樹
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
佐賀市大和町大字川上5208番地
債務者　大久保葉留美（旧姓古場）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
佐賀県鳥栖市原町1010番地２　原町県営住宅３棟32
債務者　安積　　亮
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
佐賀県神埼市神埼町城原948番地２
債務者　吉岡チエ子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅126棟６号
債務者　細川惠美子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３３８号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅126棟６号
債務者　細川　雅弘
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５２号
富山市太郎丸本町３丁目１番地17　カーサ城南Ⅱ201号
債務者　川崎　和美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４９号
福井市運動公園２丁目1002番地　社団地３号館71号、旧住所福井市運動公園２丁目1002番地　社団地３号館73号
債務者　福岡　幸宣
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
福井市文京４丁目20番７号　サンハイツ文京201
債務者　竹内　俊隆
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
和歌山市善明寺333番地３　善明寺第５団地１の１号
債務者　今村　　勇
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２５号
和歌山市杭ノ瀬335番地３　リブｉｎ杭ノ瀬103号
債務者　谷口　惠美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３４号
和歌山市岩橋1346番地　岩橋第５団地14―２
債務者　尾崎　智香
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３５号
和歌山県橋本市三石台１丁目５番地の２―２―705
債務者　早川　正登
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３８号
和歌山県有田郡広川町大字広569番地の４　門田団地12号
債務者　石川　高信
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市冷水町６番１号（アカツキビル202号）、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市冷水町８番39号
債務者　木佐貫康子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係